

ドライバーのみなさんへ

安全・安心な運転のために



妨害運転罪の創設

STOP! あおり運転!!

道路交通法の一部改正で、あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備が行われました。(令和2年6月30日施行)

妨害運転

① 交通の危険のおそれ

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反*行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数25点
免許取消し(欠格期間2年)

② 著しい交通の危険

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数35点
免許取消し(欠格期間3年)

※一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反



通行区分違反



急ブレーキ禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反
(高速自動車国道)



高速自動車国道等
駐停車違反

危険運転致死傷罪の対象となる行為が追加

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正

(令和2年7月2日施行)

妨害運転のような悪質・危険な行為により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪(妨害目的運転)等にも当たる場合があり、更に厳罰に処せられることがあります。

人を死亡させた場合：1年以上の有期懲役(最高20年)

人を負傷させた場合：15年以下の懲役

ドライブレコーダーの効果



運転者自身の交通安全意識の向上

ドライブレコーダーを搭載することによって、運転者の安全意識の向上が期待できます。



効果的な交通安全教育の実施

職場や地域コミュニティにおいて、映像を基に、身近な道路に潜む危険や運転行動の問題点等を共有できます。



交通事故の事実関係の客観的把握

事故が起きたとき、ドライブレコーダーの映像は、交通事故の客観的な証拠となります(交差点事故等)。



悪質・危険な運転の抑止

運転行為が記録されることにより、「妨害(あおり)運転」等の悪質・危険な運転の抑止になります。



いぬわし君の安全運転アドバイス



もしも、妨害(あおり)運転を受けた場合は…

- ・ 近くの安全な場所に避難するとともに、車外に出ることなく、直ちに110番通報をしてください。
- ・ 同乗者がいる場合は、ナンバー等の記録や110番通報を依頼してください。
- ・ ドライブレコーダーやカメラ等を有効に活用しましょう。

交通事故を起こさないために…

- ・ 交差点を通過するときは、前方左右の視野を広げ、信号機の状況や他の車、歩行者の有無等を確認しましょう。
- ・ 道路の状況に応じた安全な速度で運転し、車間距離を十分にとりましょう。
- ・ 進路を変更するときは、バックミラーや目視で安全を確認してから変更しましょう。
- ・ 夜間・薄暮時は早めにライトを点灯し、ハイビームを上手に活用しましょう。

ライト点灯推奨時刻

3月～5月(春季)

午後5時から

6月～8月(夏季)

午後6時から

9月～2月(秋・冬季)

午後4時から



◇ 「思いやり・ゆずり合い」の運転をしましょう! ◇

● 石川県警察本部

● 一般社団法人 日本損害保険協会 北陸支部

あいおいニッセイ同和損保・AIG 損保・共栄火災・セコム損保・損保ジャパン・東京海上日動・日新火災・三井住友海上

<https://www.sonpo.or.jp/>

お問い合わせ先